

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業に係る留意事項（病床の転換）

第1 趣旨

地域医療構想に基づき、各病院がその地域に必要な医療提供体制を確保するための施設整備等に係る経費を補助する。

第2 補助の要件

補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

第3 施設整備における補助対象経費は次のとおりである。

(1) 単独型：一つの病院において本事業を実施する場合

ア 次の要件を満たすものとする。

地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換であること。

イ 補助基準額は別表の区分1とする。

ウ 補助額は、「機能分化・転換を行う病床数」に「補助基準額」を乗じ、算出された額に補助率を乗じたものとする。

エ アに加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、別表「単独型」の加算額を基準額に加算する。

(2) 連携型：複数病院の医療連携により本事業を実施する場合

ア 次の要件をすべて満たすものとする。

① 複数病院の医療連携により、地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床への機能分化・転換を行うこと。

② 連携する病院は、原則として同一の構想区域内の病院とする。

③ 複数病院との医療連携による当該病床の位置づけ及び病床数を明記した協定書、連携計画などを補助申請時に提出すること。

イ 補助基準額は次のとおりとする。

① 自施設が病床機能の転換を行う場合（以下「転換整備施設」という。）は、別表の区分2-1とする。

② 上記イの①以外の病院（以下「転換支援施設」という。）の場合は、別表の区分2-2とする。

ウ 補助額については次のとおりとする。

① 転換整備施設については、「転換を行う病床数」に区分2-1の「補助基準額」を乗じ、算出された額に補助率を乗じたものとする。

② 転換支援施設については、「機能分化・連携に資する病床数」に区分2-2の「補助基準額」を乗じ、算出された額に補助率を乗じたものとする。

「機能分化・連携に資する病床数」の補助対象となる病床数は、「転換を行う病床数」に1.5を乗じた数を上限とする。

エ アに加えて、他施設との連携強化を図り、病床機能の分化・連携の促進に特に資する施設整備である場合は、別表「連携型」の加算額を基準額に加算する。

第4 設備整備における補助対象経費は次のとおりである。

施設整備において、地域医療構想に基づき、その地域に必要な病床機能の転換を図る病院（単独型、連携型（転換整備施設））に対して、本事業を実施するために必要な医療機器等の備品購入費等を補助する。

第5 補助対象外費用

次に掲げる費用については、補助の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）
- (5) 新築工事の場合の既存建物の解体工事に要する費用
- (6) 病棟を維持するための維持修繕に要する費用
- (7) その他病床機能の分化・連携に資する経費として適当と認められない費用

第6 交付申請

補助金の交付申請にあたって、要綱第3条第2項第5号に定めるその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

なお、申請は申請する日の属する年度の末日までを終期として行うものとし、年度を超えて実施する場合には、翌年度4月1日以降の申請については、翌年度に改めて行うこと。

(1) 施設の整備を行う場合

- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業所要額調書（別紙様式第1号）
- イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業計画書（別紙様式第2号）
- ウ 事業実施計画書（別紙様式第3号）
- エ 施設概要（事業計画）（別紙様式第4号）
- オ 施設整備事業費内訳書（別紙様式第5号）
- カ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書、工事内訳書等）
- キ 施工場所が分かる書類（工事設計図、位置図等）
- ク その他参考となる書類

(2) 設備の整備を行う場合

- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業所要額調書（別紙様式第1号）
- イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業計画書（別紙様式第2号）
- ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（見積書等）
- エ 整備する設備の能力・規格等が分かる書類（カタログ、仕様書等）
- オ その他参考となる書類

第7 遂行状況報告

施設の整備を行う場合、事業の遂行状況報告については、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業実施状況報告書（別紙様式第6号の1）及び病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業による施設の工事進捗状況報告（別紙様式第6号の2）により、毎年12月末日現在の状況を翌月10日までに行うものとする。

第8 実績報告

実績報告にあたって、要綱第10条第5号に規定する「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

(1) 施設の整備を行う場合

- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業精算額調書（別紙様式第7号）
- イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業実績報告書（別紙様式第8号）
- ウ 事業実績報告書（別紙様式第9号）
- エ 施設概要（実績報告）（別紙様式第10号）
- オ 施設整備事業費内訳書（実績報告）（別紙様式第11号）
- カ 補助対象経費の金額が分かる書類（納品書、請求書等）
- キ 工事請負契約書・売買契約書等の写し（変更契約書等を含む。）
- ク 補助事業完成後の建物の全景及び内部の主要箇所についての写真
- ケ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図
- コ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し（検査を要しない工事については除く。）
- サ その他参考となる書類

(2) 設備の整備を行う場合

- ア 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業精算額調書（別紙様式第7号）
- イ 病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備支援事業実績報告書（別紙様式第8号）
- ウ 補助対象経費の金額が分かる書類（請求書、領収書等）
- エ 納品書
- オ 整備した設備の写真又は成果品の写し等
- カ その他参考となる書類

第9 その他

補助金交付後、転換支援施設が転換整備施設との医療連携を行うことができず、本事業の目的を達成できない場合は補助対象外とする。